

香港タックスアラート

(香港税務速報)

第18回 | 2023年11月



オンショア持分処分益の非課税に関する課税確実性強化スキーム法案の公表

サマリー



2023年10月20日、香港特別行政区（以下、香港）において、オンショア持分処分益の非課税に関する課税確実性向上スキーム（以下、本スキーム）に関する法律案が公布された。同日、香港税務局（以下、IRD）は同スキームに関するガイダンス、よくある質問集、例示¹をウェブサイトで公表した。

このタックスアラートでは、本スキームの主要な特徴を要約し、我々の見解を共有する。

財務長官は、2023-24年度予算案²において、香港政府は、香港における税の確実性を高めるために、性質上資本取引とみなされる持分の処分から得られる域内所得の非課税に関する明確なガイドラインを提供すると発表した。その後、政府は、2023年3月に本スキームに関する関係者協議（以下、3月協議）³を開始した。

3月協議を経て、税務条例（修正）（適格持分保有者による処分益）法案2023⁴（以下、法案）が2023年10月20日に官報に掲載され、本スキームの詳細な特徴が示された。

本スキームは、本法案の成立をもって、(1) **2024年1月1日以降**に処分し、かつ(2) **2023/24評価年度（以下、YOA）またはそれ以降のYOAの基準期間**に引き当てた適格オンショア持分処分益に適用される。

スキームの主な特徴

1. 適格投資企業及び投資先企業

適格投資企業又は適格投資先企業は、法人（自然人を除く）または個別の財務諸表を作成する取決めを持つパートナーシップ、信託及びファンド等でなければならない。一部の企業は適格投資企業又は投資先企業から除外されている（後述参照）。

2. 適格持分

適格持分とは、(1) 投資先企業の利益、資本または準備金に対する権利を有し、かつ(2) 適用される会計原則に従って投資先企業の帳簿に持分として計上される持分をいう。

1 IRDのウェブサイトにある本スキームの参考資料は、このリンクからアクセス可能: [link](#).

2 2023-24年度予算案の概要は、このリンクからアクセス可能: [2023-24年度香港政府予算案の概要 \(kpmg.com\)](#)

3 詳細については、2023年3月に発行された[香港タックスアラート第3回](#)を参照すること。

4 同法案はこのリンクからアクセス可能 [link](#).

KPMGの見解: 本スキームは、特定の条件が満たされる場合には、異なる形態(普通株式、組合持分、信託単位等)の持分を対象とすることができる。ただし、適用される会計基準(例: 香港会計基準第32号)の下で、投資先企業の視点から金融負債(資本ではなく)として認識される優先株式及びその他の複合金融商品は、本スキームの対象外となる。

3. 持分の保有条件

- 本スキームの下では、投資企業が投資先企業の持分を処分することによって得られるオンショア所得は、以下の**持分保有条件**が満たされる場合には、「バッジ・オブ・トレード」分析を行う必要なしに**資本性があるものとして取り扱われ、非課税となる**。

「投資企業は、持分処分日直前の**連続24ヶ月間**(基準期間)にわたり、投資先企業の持分の**15%以上**を保有していること(15%保有基準)。」

- 15%保有基準の目的上、保有持分の額は**グループベース**で測定することができる。すなわち、基準期間を通じて、投資企業とその密接な関係を有する事業体が共に投資先企業の持分の少なくとも15%を保有していれば、基準は満たされる。
- この点に関し、以下の「コントロールテスト」が満たされる場合、2つの事業体は「密接に関連している」とみなされる:
 - 一方の企業が(i)他方の企業の直接又は間接の受益権の50%超を保有している場合、または(ii)他方の企業の議決権の50%超を直接又は間接に行使する権利又はその行使をコントロールしている場合
 - (i)2つの事業体のそれぞれの直接的または間接的な受益権の50%を超える受益権を保有している、または(ii)それぞれの議決権の50%超を直接または間接的に保有し、それらを行行使する権利またはその行使をコントロールする権利を有する第3の事業体

KPMGの見解: 香港政府が3月協議で受領した(我々の分を含む)コメントを考慮し、グループベースで15%保有基準を測定する柔軟性を本スキームで提供するようになったことは喜ばしいことである。

4. 段階的な持分の処分

本スキームには、段階的な持分の処分に対応するための持分保有条件の例外が含まれている。これは投資先企業の持分割合が1回目以降の持分処分後に15%を下回る場合が該当する。次の例は、この例外がどのように機能するか、指定された条件は何かを示している。

例:

投資先企業の持分取得日

取得から25カ月後

取得から40カ月後

投資企業が投資先企業の持分の20%を取得

第1回目として15%の持分の処分
=>投資企業の残余持分は5%

第2回目として5%の持分の処分

第1回目の処分による所得 – 投資企業が、処分直前の24ヶ月の連続した期間において、投資先企業の持分の少なくとも15%を保有していたため、**持分保有条件が満たされている**。

第2回目の処分による所得 – 2回目の処分時点では、投資企業は投資先企業の持分の5%しか保有していなかったが、次の**4つの条件のすべて**が満たされているため、**持分保有条件の例外が適用され、その所得は資本性があるものとして取り扱われ、課税されない**：

- 第2回目の処分(対象の処分)以前に、投資先企業へのその他の持分は、第1回目の処分(早期処分)において投資先企業により処分されていた
- 第1回目の処分からの所得は、資本性があるものとして、資本保有条件が満たされていることを根拠に課税されていない
- 第2回目で処分された持分は、第1回目の処分に係る基準期間を通じて投資企業が保有しており、第1回目の処分時点において、15%以上の持分の一部を構成していた
- 第1回目の処分から24ヶ月以内に第2回目の処分が行われた(24ヶ月タイムリミット)

注: 2つ以上の早期処分がある場合には、24ヶ月の期限を考慮する目的のために、直近の早期処分をもとに計算される。

- 複数回の処分や分割処分を行う場合、持分保有条件を満たすかどうかの判断には「先入先出法」が適用される (IRDウェブサイト上の [Illustrative Example 4](#) 参照)

KPMGの見解:

- 3月協議に提出した私達の見解に政府が応じ、持分が分割して処分される場合にも対応するようになったことは喜ばしい。
- 最初の処分ではなく、直近の処分から24ヶ月の期限をカウントすることにより、納税者は、本制度の適格性に影響を与えることなく、より長期にわたってトランシェの持分を処分することができる。

5. 本スキームからの除外

除外された投資主体

- 保険者⁵は適格投資主体ではなく、本スキームは保険者が処分するいかなる持分にも適用されない。ただし、保険事業に係る特別税制に基づく利益課税の対象とならない法人(例えば保険会社の子会社)については、本スキームの対象外としない。

除外された投資先持分

- 本スキームは、「トレーディング株式とみなされる」持分の処分には適用されない。
- また、投資企業または密接に関連している企業が保有する「トレーディング株式」とみなされる持分は、持分保有条件が満たされているか否かを判断するためには考慮しない。
- 持分は、(1)公正価値の未実現損益、または(2)当該持分の価値の減少に対する引当金のいずれかが、YOAの**税務上考慮される**場合には、**トレーディング株式とみなされる**。
- 持分(すなわち、特定の持分)が投資企業によって他の持分と同時にあわせて取得される場合で、(1)公正価値の未実現損益、(2)価値の減少に対する引当金、または(3)特定の持分と同一ロットの持分の処分損益のいずれかが**税務上考慮される**場合には、その特定持分はトレーディング株式とみなされる。
- この点に関して、企業がYOAで課税対象所得または損失を計算する際に以下が考慮されている場合には、当該金額は、YOAの**税務上考慮される**。

- 税務条例(以下、IRO)第70条に基づき、企業に対してなされた最終的かつ確定的となる評価
- 企業に発行された損失の計算

- トレーディング株式とみなされる持分は、(1)当該持分を所有する意思がトレーディング株式から資本性資産に変更された場合、および(2)当該意思変更の日における当該持分の市場価格が、IRO第15BA条(2)に従い税務上の受領金額として考慮された場合には、トレーディング株式とはみなされなくなる。本スキームは、意思変更日後に持分保有条件が満たされた場合に、当該持分の後の処分に適用される。

KPMGの見解:

- 「税務上考慮された」とは、必ずしもその金額が課税されたことを意味するものではないことに注意すべきである。例えば、資本性の収益として扱われたある金額は、投資企業の課税対象所得を確認する評価時に「考慮された」ものであるが、オフショア源泉であるため非課税となる。
- IRDの損失計算(評価ではない)については、納税者が異議を申し立てることはできないため、自己の損失計算には算入されていないにもかかわらず、持分から生じた公正価値の未実現所得がIRDの損失計算(これにより税務上の損失額を減少させることとなる)に含まれている場合には、納税者が当該取扱いに異議を唱えるメカニズムは存在しないと考えられるため、本スキームの目的上、当該持分はトレーディング株式とみなされることになる。

⁵ 投資企業は、IRO第23条から第23AE条までに規定されている保険事業に対する特別税制のいずれかが、当該企業の課税対象所得の確認に適用される場合には、保険者に該当する。

除外された投資先企業

本スキームは、**不動産取引、不動産開発および不動産保有**を行う特定の投資先企業の非上場持分には適用されない。詳細なルールは以下の通り。また、不動産関連事業の除外の概要については、最終ページの別紙を参照すること。

- 投資先企業が**不動産取引**事業を行っている場合には、除外された企業に該当する。不動産取引とは、香港等に所在する不動産⁶の取得及び販売を行う事業をいい、企業の不動産開発事業に付随的な不動産の取得及び販売を除く。IRDのガイダンスによれば、取引の性質を有する商業的投機に該当するような1回限りの不動産取引行為は、この場合の不動産取引とはみなされない。
- (1) 不動産取引としての除外事項に該当しないが、(2) 香港またはその他の場所で**不動産開発**⁷を行う場合、以下の条件(すなわち、不動産開発としての除外事項の例外)を満たさない限り、投資先企業は除外企業となる
 - 投資先企業が、投資企業による投資先企業の持分処分の前に、**少なくとも連続60ヶ月**(60ヶ月制限) 香港内外で不動産開発を実施していない
 - 投資先企業が保有する不動産は、(1) その営業又は事業(不動産を賃貸する営業を含む。)のために使用されており、(2) いずれも販売用ではない
- 投資先企業は、(1) 不動産取引及び不動産開発としての除外事項に該当しない(不動産開発としての除外事項の例外によるものではない)が、(2) 香港かその他に所在する不動産を直接又は間接的に(他の不動産保有企業の受益権を保有することにより)保有しており、かつ、(3) 当該不動産保有の総額が投資先企業の資産の総額の50%を超える場合には、除外企業となる。

投資先企業の自己の営業又は事業(不動産賃貸事業を含む)のために使用され、売却のために保有されていない不動産は、50%の金額条件を計算する際に分子から除外される。

KPMGの見解:

- 本法案における不動産関連事業の除外規定は、投資先企業が不動産開発としての除外事項の例外に該当し、したがって非投資先企業でない場合には、非投資先企業となるための不動産保有の除外に該当しない旨が規定されている。
- 本法案では、不動産開発を行っている投資先企業と不動産保有を行っている投資先企業については、依然として非対称的な取扱いが存在する。すなわち、不動産を取得し、当該不動産を不動産賃貸事業の用に供する唯一の資産として保有している投資先企業は、本制度の下では除外されないが、建物を建設し、当該建物を不動産賃貸事業の用に供する唯一の資産として保有している投資先企業は、60ヶ月の期間が経過するまでは、本制度の下では除外される。

6. 選択手続

本スキームは、投資企業が、処分が行われるYOAの事業所得税申告書に必要な情報を記載する**書面を選択**する場合に、適用される。

7. 持分処分損失の税務上の取扱い

本スキームは、持分の処分によるオンショア損失の性質(すなわち、資本性対収益性)が「バッジ・オブ・トレード」分析に基づいて引き続き決定される現行の税務処理基準には影響を与えない。

⁶ 不動産とは、(1) 土地、(2) 土地における又は土地の上の財産、権利、利権又は地役権、及び(3) 土地に付属しているか又は土地に付属している物に恒久的に固定されている物をいい、定められたインフラを含まない。

⁷ 不動産開発とは、香港の建築局または香港以外の同様の監督当局の同意を必要とする建築物の建設(法で定義されている、建築物の商業的価値を維持するための改築または改装工事を除く)、または建築物の建設を引き起こすこと、およびそのような建設後の建築物の販売を意味する。不動産開発には、そのような建設のための土地や建物の取得も含まれる。

KPMGの見解

我々は、3月協議中に受領されたコメントに基づいて、法案のスキームに多くの改善がなされたことを喜ばしく思う。これは、香港の税制の競争力を維持しつつ、オンショア持分処分益の非課税に関して、納税者に明確性と確実性を提供する香港政府の努力を示している。

特に、シンガポールで施行されている同様の法律⁸と比較すると、香港の本スキームは、所有権保有条件の低さ、異なる形態での投資企業/投資先企業及び持分の対象範囲の広さ、グループベースで15%の保有基準を測定する際の柔軟性など、様々な面でより競争力がある。

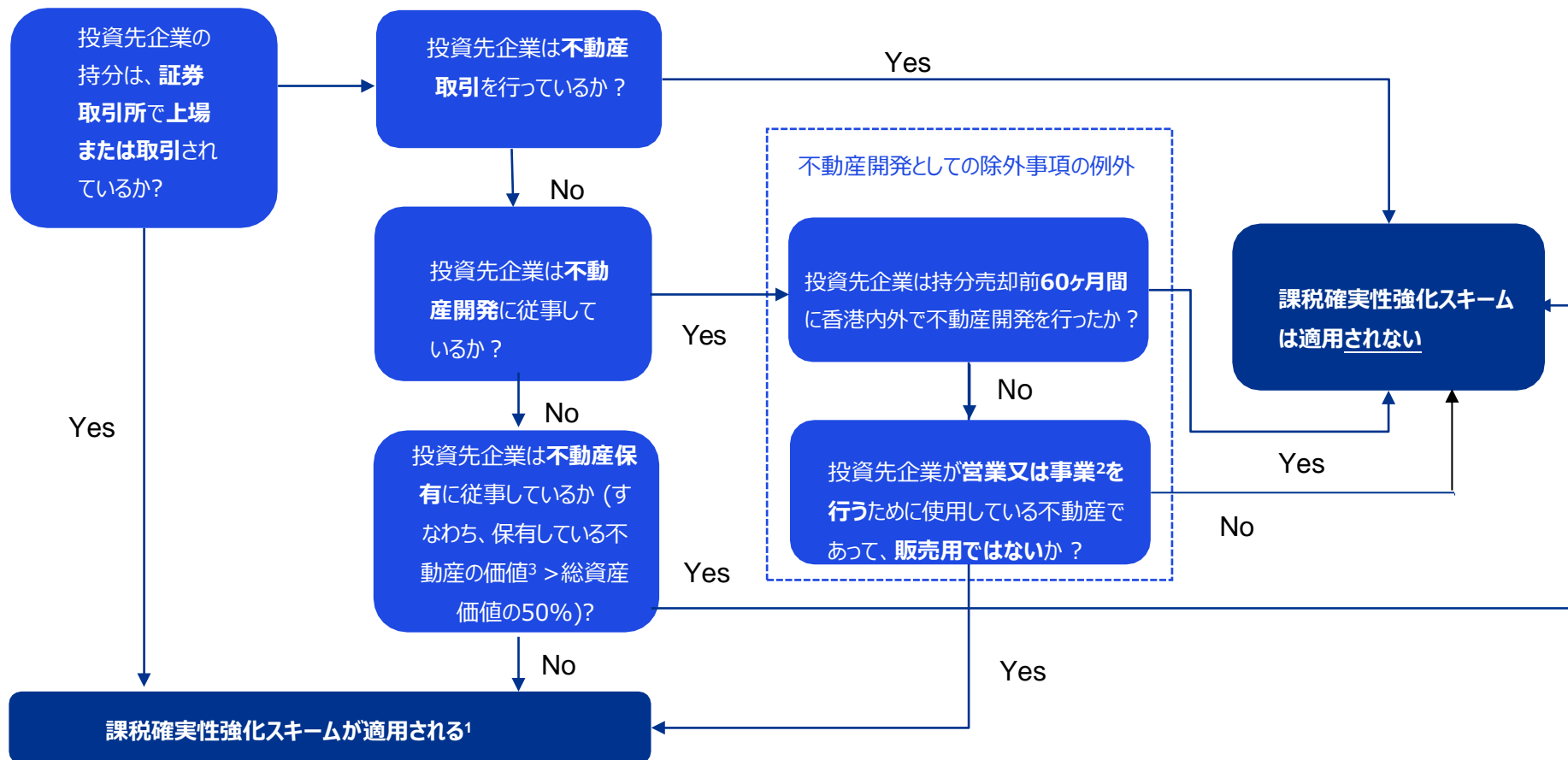
しかしながら、香港における本スキームの下での株式取引の排除（シンガポールの制度では見られない）は、納税者にとって幾分複雑で不確実なものとなっている。そのような除外要件の適用に関するIRDからの更なる指針及び事例の提示が歓迎される。

本スキームは、納税者がオンショア持分処分益に対して非課税の請求をするための代替的な選択肢を提供している。処分益が本スキームの非課税制度の対象外となる場合でも、納税者は、判例法によって確立されている「バッジ・オブ・トレード」原則に基づき、オンショア持分処分益に対して資本性があるものとする請求を行うことができる。

株式投資を保有し、そのような投資の売却を計画している香港の企業グループは、持分処分益がそれぞれオンショアおよびオフショア調達とみなされる場合には、その処分益から生じる香港の事業所得税との関連性の違いを考慮すべきである。オンショアの持分処分益については、本スキームに規定された特定の条件が、本スキームに基づく非課税の取り扱いが満たされ得るか否かを評価すべきである。オフショア持分処分益については、2023年1月1日から発効されている域外からの所得に係る免税(FSIE)制度を考慮して、当該所得が引き続き非課税となるように、経済的実質要件または資本参加免除要件を満たすことができるかどうかを評価すべきである。

8 シンガポール所得税法第13 W条は、投資企業が投資先企業の普通株式の20%以上を、一定の除外を条件として、投資前24ヶ月の間継続的に合法的かつ受益者として保有していた場合、普通株式の処分益は資本として取り扱われ、課税が免除されると規定している。

課税確実性強化スキームにおける不動産関連企業の非上場持分の除外要件



1. 当スキームは投資主体が保険会社である場合は適用されない
2. 不動産物件の賃貸業を含む
3. 直接及び間接の不動産保有を含むが、自己の営業又は事業(不動産賃貸業を含む)の用に供する不動産を除く

Hong Kong (SAR) TaxAlert

なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



Vivian Chen
陳 蔚
Head of GJP China Tax
Tel:+86 755 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com



Lisa Li
李 輝
Partner
Tel:+86 10 8508 7638
lisa.h.li@kpmg.com



Jie Xu
徐 潔
Partner
Tel:+86 21 2212 3678
jie.xu@kpmg.com



Rui Matsuo
松尾 壘
Senior Manager
Tel:+ 852 2978 8924
rui.matsuo@kpmg.com



Deborah Leung
梁 秀章
Senior Manager
Tel:+ 852 2685 7742
deborah.leung@kpmg.com



Sayaka Makiyama
牧山 紗綾花
Manager
Tel:+ 852 2685 7548
sayaka.makiyama@kpmg.com



Taro Mitani
見谷 太郎
Manager
Tel:+ 852 3927 5780
taro.mitani@kpmg.com



Takayuki Ogawa
小河 孝之
Manager
Tel:+ 852 3927 5525
takayuki.ogawa@kpmg.com



Masatoshi Okumura
奥村 雅敏
Manager
Tel:+ 852 2685 7584
masatoshi.okumura@kpmg.com



Yasuhito Otsuka
大塚 靖仁
Manager
Tel:+ 852 2685 7455
yasuhito.otsuka@kpmg.com

kpmg.com/cn/socialmedia



For more KPMG Hong Kong (SAR) Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/services/tax/hong-kong-tax-services/hong-kong-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2023 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau (SAR) partnership, and KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2023 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong (SAR) limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.